

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和 7 年 3 月 1 日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-62-8841 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 亀谷 徳寿

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 大泉園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 大泉園
所在地	群馬県邑楽郡大泉町大字古海2,001番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (指定番号:群馬県1073100115)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		併設管理者兼務 1(1)	1名(1)
医師			2名(2)		2名(2)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)			1名(1)
栄養士	管理栄養士	1名()	1名()		2名()
機能訓練指導員	理学療法士	1名()	名()		1名()
介護支援専門員	介護支援専門員	1名()			1名()
調理員		4名(4)	2名()		6名(4)
事務職員		2名()	名()	併設事業者所事務兼務	2名()
その他			1名()	洗濯・清掃	1名()
介護・看護職員	看護師・准看護師	5名()	名()		5名()
	社会福祉士				
	介護福祉士	19名(8)	名()		19名(8)
	実務者・初任者研修修了者	5名(1)	名()		5名(1)
	社会福祉主事	名()			名()
	その他	4名()	名()		4名()

()内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	長期:75名 短期: 5名	静養室	1室 2床	
居室	4人部屋	12室 (1室34㎡)	医務室	1室
	2人部屋	7室 (1室26㎡)	食堂兼機能訓練室	2室
	個室	18室 (1室13㎡)	面接室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	リビング	3室	
		リハビリ室	1室	

3 サービスの内容

居 室	4人居室(多床室)・2人居室(多床室)・個室
食 事	基本として、食堂にておとりいただきます。 朝 食 7時40分から 昼 食 12時から 夕 食 18時から
入 浴	週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。 又、希望する方には個人浴槽で入浴もしていただけます。
介 護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 着替え、排泄、食事、歯磨き(口腔ケア)等の介助 おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等
機能訓練	食堂兼機能訓練室、リハビリ室にて機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	当施設では、年1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。 また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
特別食の提供	当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。 詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
理美容サービス	当施設では毎週月曜日に理容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。
行政手続代行	行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。 ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。
日常費用支払代行	介護以外日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。 サービスご利用に際しては別途『日常費用支払代行契約書』の締結が必要となります。
所持品の保管	居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。 ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限がありますので許容限度内とさせていただきます。
レクリエーション等	当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。 行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

4. その他のサービス

① 看取り介護

利用者の重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、当施設の利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最後の場所及び治療等について本人の意思並びに家族の意向を最大限に尊重し、当施設(法人)の定める指針に基づき看取り介護を行います。

② 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

5. 利用料金(介護保険給付の1割、2割又は3割)

(1) 基本料金(施設利用料・単位)

	1日あたり自己負担額	多床室・従来型個室
要介護1		589
要介護2		659
要介護3		732
要介護4		802
要介護5		871

※ ただし、入所後30日に限り、上記料金に30円割増となります。

(入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。)

(2) サービス利用料金(加算)

① 栄養マネジメント強化加算	1日につき	11単位
② 看護体制加算(Ⅰ)ロ	1日につき	4単位
看護体制加算(Ⅱ)ロ	1日につき	8単位
③ 看取り介護加算(Ⅱ)		
亡くなられた日以前31日以上45日以下については	1日につき	72単位
亡くなられた日以前4日以上30日以下については	1日につき	144単位
亡くなられた日の前日及び前々日については	1日につき	780単位
亡くなられた日については	1日につき	1,580単位
④ 経口移行加算	1日につき	28単位
⑤ 経口維持加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	400単位
経口維持加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	100単位
⑥ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	90単位
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	110単位
⑦ 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	1日につき	16単位
⑧ 日常生活継続支援加算(Ⅰ)	1日につき	36単位
⑨ 精神科医療養指導加算	1日につき	5単位
⑩ 自立支援促進加算	1ヶ月につき	300単位
⑪ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき	12単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	20単位

個別機能訓練加算(Ⅲ)	1ヶ月につき	20単位
⑫ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	10単位
⑬ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	150単位
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	120単位
⑭ 若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120単位
⑮ 退所時情報提供加算	1ヶ月につき	250単位
⑯ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	10単位
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	5単位
⑰ 新興感染症等施設療養費	1日につき	240単位
⑱ 協力医療機関連携加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	100単位
⑲ 排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲいずれか算定)	1ヶ月につき	10単位
排せつ支援加算(Ⅱ)(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲいずれか算定)	1ヶ月につき	15単位
排せつ支援加算(Ⅲ)(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲいずれか算定)	1ヶ月につき	20単位
⑳ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅰ・Ⅱいずれか算定)	1ヶ月につき	3単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(Ⅰ・Ⅱいずれか算定)	1ヶ月につき	13単位
㉑ ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅰ・Ⅱいずれか算定)	1ヶ月につき	30単位
ADL維持等加算(Ⅱ)(Ⅰ・Ⅱいずれか算定)	1ヶ月につき	60単位
㉒ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅰ・Ⅱいずれか算定)	1ヶ月につき	40単位
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(Ⅰ・Ⅱいずれか算定)	1ヶ月につき	50単位
㉓ 安全対策体制加算	入所時に1回	20単位
㉔ 初期加算(入所後及び退院後際入所時30日間)	1日につき	30単位
㉕ 外泊時費用(入院・外泊時に1ヶ月6日間を限度として)	1日につき	246単位
㉖ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総利用単位数の14.0%	
㉙ その他の加算	上記以外の加算が算定された場合には料金が加算されます。自己負担額はその総額の1割、2割又は3割です。1単位=10円となります。	

減算対象(未実施の場合)

業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1.0%

(3) その他の利用料金

- ① 食事提供費 1日あたり 1,620円
 ※1日1食の場合でも、同一料金になります。
- ② 居住費(滞在費)
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 従来型個室 | 1日あたり | 1,231円 |
| 多床室 | 1日あたり | 915円 |

※入院・外泊をされた場合

- ・食費一食の提供についても1日分の費用がかかります。
- ・月6日(1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は最大で12日)を限度として外泊時費用246円(日額)をいただきます。入院の場合、必要に応じて、入退院の手続きやご家族等への連絡調整、情報提供などを行います。
- ・7日以上3ヶ月以内の入院・外泊の場合、入所者・家族からのご依頼により居室をそのまま確保する場合は居住費は通常通りいただきます。(この場合、利用者負担第1段階から第3段階の方も介護保険負担限度額認定の対象ではありませんので第4段階以上の方と同額の居住費を頂きます。)

- ③ 管理費(預り金管理) 1日あたり 50円

※入所契約中の入院期間も含みます。

- ④ 医療費兼薬代
- ⑤ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。
- ⑥ 理美容費(パーマは別料金) 1回あたり 2,000~3,000円
- ⑦ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

(4) 基本料金の減免措置

平成12年3月31日以前から入所している利用者(旧措置入所者)については、負担の激変緩和として、利用者負担が現行の費用徴収額を基本的に上回らないようにする特例措置があります。市町村より交付される「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」に記載された給付率によって利用料金が減額されます。また食費・居住費につきましては「介護保険特定負担限度額認定証」に記載された負担額になります。

(5) 特定入所者に係る基準費用及び負担限度額

①基準費用額

	1日あたりの自己負担分	
	居住費	食費
従来型個室	1,231 円	1,445 円
多床室	915 円	

②負担限度額(住民税非課税世帯)

(平成12年3月31日以前より入所の方も含まます)

		1日あたりの自己負担分	
		居住費	食費
第1段階	従来型個室	380 円	300 円
	多床室	0 円	
第2段階	従来型個室	480 円	390 円
	多床室	430 円	
第3段階 1	従来型個室	880 円	650 円
	多床室	430 円	
第3段階 2	従来型個室	880 円	1,360 円
	多床室	430 円	

○第1段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者

○第2段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で預貯金額合計が単身650万円以下夫婦1,650万円以下の人

○第3段階 1・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、年金収入等80万円超120万円以下で預貯金額合計が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の人

○第3段階 2・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、年金収入等120万円超で預貯金額合計が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の人

※ ②の負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出してください。

注意:入院が6日を超える場合は、居住費が自費になりますので、ご注意ください。

(6) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち年間収入が150万円以下の方(市町村が生計困難であると認めた方)については負担額の1/4を軽減します。ただし、1段階については1/2とします。(減額は社会福祉法人が負担)

(7) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、原則として口座振替によるご契約をお願い致します。

6. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立または要支援)と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了60日前までに文書で通知いたします。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、可能な限り、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期するものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等、サービス目標を盛り込んだ施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 利用者の健康的な生活の維持を図るため、医療看護体制の充実により疾病の早期発見早期治療に努めるとともに、ターミナルケアについても積極的に対処して参ります。
- ⑤ 「ホームページ」については、一層の内容の充実を努め、施設情報の開示を積極的に進め開かれた施設運営を目指します。
- ⑥ 「明るく、さわやかに、心をこめて」を介護理念として、利用者の方々が、健全で生き甲斐のある生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 面会時間は自由ですが、午後8時から午前8時の間にご遠慮願います。面会簿には必ず記帳して下さい。
- ・ 外出、外泊 原則として自由ですが、宿泊開始3日前までに施設に届け出て下さい。

- ・飲酒、喫煙 施設において定めた場所であれば結構です。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理 介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・宗教活動 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット 施設内でペットを飼うことはできません。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力病院	所在地	診療科目	病床数	施設からの距離
おうら病院	邑楽郡邑楽町篠塚3233-1	内科・アレルギー科・呼吸器内科・リウマチ科・循環器内科・人工透析内科・消化器内科	80床	4.5km
蜂谷病院	邑楽郡大泉町朝日4-11-1	内科・外科・整形外科/胃腸科	84床	3.8km
公立館林厚生病院	館林市成島町262-1	内科・循環器科・神経科 整形外科・脳神経外科・外科	359床	12km
ふじ医科歯科クリニック	太田市藤阿久町800-3	訪問歯科		

9. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別に定める防災応急計画に基づき、自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 総合訓練(夜間想定、水害対策訓練を含む)は4月と10月に実施、部分訓練は必要に応じて実施します。
- ・防火管理者 生活相談員 亀谷 徳寿

10. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 穂積 茂 電話 0276-62-8841
生活相談員 亀谷 徳寿

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

大泉町役場高齢介護課 (0276-62-2121)

群馬県国民健康保険団体連合会 (027-290-1323)

11. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無

【実施状況】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

12. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉:社会福祉法人 同仁会
 代表者役職・氏名 理事長 穂積 照雄
 本社所在地・電話番号 群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500

第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
救護施設 太陽の家 特別養護老人ホーム 鶴生田園 特別養護老人ホーム 大泉園 特別養護老人ホーム みづほの里 特別養護老人ホーム ゆう愛 特別養護老人ホーム ささら子の里 ケアハウス たかはほ 太田市養護老人ホーム	短期入所生活介護専用施設 2ヶ所 ショートステイ愛 ショーステイ八幡 通所介護(デイサービスセンター) 6ヶ所 ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンターぐるっぺ デイサービスセンター八幡
公益事業	
居宅介護支援 6ヶ所 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 西小泉居宅介護支援事業所愛 居宅介護支援事業所ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所 サービス付き高齢者住宅 1ヶ所 ぐるっぺ絆 太田市地域包括支援センター(受託) 1ヶ所 強戸・毛里田地域包括支援センター 訪問入浴介護 1ヶ所 みづほの里訪問入浴介護事業所 訪問看護 1ヶ所 みづほの里訪問看護ステーション 診療所 1ヶ所 八幡クリニック 認可外保育施設 1ヶ所 ささら子保育園	認知症対応型通所介護 (デイサービスセンター)1カ所 デイサービスセンターnico 訪問介護(ホームヘルパーステーション) 2ヶ所 みづほの里 ホームヘルパーステーション 鶴生田園出張所 (出張所3ヶ所) 大泉園出張所 西小泉出張所 ヘルパーステーションぐるっぺ 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 小規模多機能ホーム ゆう愛 障がい者相談支援 みづほの里障がい者相談支援事業所

令和 7 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県邑楽郡大泉町大字古海2,001番地
名称 特別養護老人ホーム大泉園
代表者 施設長 穂 積 茂 ㊞

説明者 所属 生活相談員

氏名 亀 谷 徳 寿 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から確かに介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

身元引受人 住所
(代理人)

氏名

介護老人福祉施設短期入所介護重要事項説明書

<令和 7 年 3 月 1 日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-62-8841 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 亀谷 徳寿

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 大泉園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 大泉園
所在地	群馬県邑楽郡大泉町大字古海2,001番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (指定番号:群馬県1073100115)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		併設管理者兼務 1(1)	1名(1)
医師			2名(2)		2名(2)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)			1名(1)
栄養士	管理栄養士	1名()	1名()		2名()
機能訓練指導員	理学療法士	1名()	名()		1名()
介護支援専門員	介護支援専門員	1名()			1名()
調理員		4名(4)	2名()		6名(4)
事務職員		2名()	名()	併設事業所事務兼務	2名()
その他			1名()	洗濯・清掃	1名()
介護・看護職員	看護師・准看護師	5名()	名()		5名()
	社会福祉士				
	介護福祉士	19名(8)	名()		19名(8)
	実務者・初任者研修修了者	5名(1)	名()		5名(1)
	社会福祉主事	名()			名()
	その他	4名()	名()		4名()

()内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	長期:75名	短期: 5名	静養室	1室 2床	
居室	4人部屋	12室	(1室34㎡)	医務室	1室
	2人部屋	7室	(1室26㎡)	食堂兼機能訓練室	2室
	個室	18室	(1室13㎡)	面接室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		リビング	3室	
			リハビリ室	1室	

3. サービスの内容

居 室	4人居室(多床室)・2人居室(多床室)・個室
食 事	基本として、食堂にておとりいただきます。 朝 食 7時40分から 昼 食 12時から 夕 食 18時から
入 浴	週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。 又、希望する方には個人浴槽で入浴もしていただけます。
介 護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 着替え、排泄、食事、歯磨き(口腔ケア)等の介助 おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等
機能訓練	食堂兼機能訓練室、リハビリ室にて機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行ないます。 また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
特別食の提供	当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。 詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
理美容サービス	当施設では毎週月曜日に理容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。
レクリエーション等	当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。 行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

4. その他のサービス

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

5. 利用料金

- (1) 基本料金(施設利用料・単位) ※自己負担分の1割、2割又は3割(市町村より発行された負担割合証を提出して下さい。)

1日あたりの自己負担額 (連続して60日以内の利用の場合)		1日あたりの自己負担額 (連続して61日以降の利用の場合)
多床室・従来型個室		多床室・従来型個室
要介護度1	603	573
要介護度2	672	642
要介護度3	745	715
要介護度4	815	785
要介護度5	884	854

※連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合は、1日につき30単位が減算となります。

(2) サービス利用料金(加算)

- ① 看護体制加算(Ⅰ) (空床利用の場合算定) 1日につき 4単位
- 看護体制加算(Ⅱ) (空床利用の場合算定) 1日につき 8単位
- 看取り連携体制加算 1日につき 64単位
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日につき 18単位
- ③ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき 3単位
- ④ 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 1日につき 15単位
- ⑤ 機能訓練指導体制加算 1日につき 12単位
- ⑥ 送迎加算

送迎を行った場合 片道 184単位
(事情により介護保険給付の適用を受けられない場合がありますので詳しくはお問い合わせください。)

- ⑦ 口腔連携強化加算 1回につき 50単位
- ⑧ 生産性向上推進体制加算 1回につき 10単位
- ⑨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

1ヶ月あたりの総利用(基本料金に加算を加えた単位数)の14.0%

- ⑩ その他の加算 上記以外の加算が算定された場合には料金が加算されます。
1単位=10円となります。自己負担額はその総額の1割、2割又は3割です。

減算対象(未実施の場合)

- 業務継続計画未実施減算 所定単位数の1.0%
- 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1.0%
- 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の1.0%

(3) その他の利用料金

- ① 食事提供費 1日あたり 1,620円
(朝食390円 昼食640円 夕食590円)
- ② 滞在費 従来型個室 1日あたり 1,231円
多床室 1日あたり 915円
- ③ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。

- ④ 理美容費 (パーマは別料金) 1回あたり 2,000～3,000円
 ⑤ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

(4) 特定入所者に係る基準費用及び負担限度額

①基準費用額

	1日あたりの自己負担分	
	滞在費	食事提供費
従来型個室	1,231 円	1,445 円
多床室	915 円	

第1段階、第2段階、第3段階に該当しない利用者は、上記の金額となります。

②負担限度額(市町村民税非課税世帯)

		1日あたりの自己負担分	
		滞在費	食事提供費
第1段階	従来型個室	380 円	300 円
	多床室	0 円	
第2段階	従来型個室	480 円	390 円
	多床室	430 円	
第3段階 1	従来型個室	880 円	650 円
	多床室	430 円	
第3段階 2	従来型個室	880 円	1,360 円
	多床室	430 円	

- 第1段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
 ○第2段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で預貯金額合計が単身650万円以下
 夫婦1,650万円以下の人
 ○第3段階 1・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、年金収入等80万円超120万円以下で預貯金額合計が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下の人
 ○第3段階 2・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、年金収入等120万円超で預貯金額合計が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下の人
 ※ ②の負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

(5) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち年間収入が150万円以下の方(市町村が生計困難者であると認めた方)については負担額の1/4を減額します。
 ただし、第1段階については1/2とします。(減額は社会福祉法人が負担)

(6) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、原則としていただきませんなるべく早めにご連絡下さい。

(7) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

- ※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
 ・ 利用者が中途退所を希望した場合

- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(8) 支払方法

短期入所生活介護の利用については、月末の翌月に請求書をお渡しいたしますので、請求月内にお支払ください。お支払方法は、窓口支払、銀行振込のいずれかとなります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約することができます。)

③その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がある能力に応じた日常生活を営むことができるよう次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期すものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの提供をいたします。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に、温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 「同仁会ホームページ」については、一層の内容の充実にも努め、施設情報の開示を積極的に進めて開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「明るく、さわやかに、心をこめて」を介護理念として、利用者の方々が健全で生き甲斐のある生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 面会時間は自由ですが、午後8時から午前8時の間はご遠慮願います。面会簿には必ず記帳して下さい。
- ・外出 原則として自由ですが、事前に申し出ていただきます。
- ・飲酒、喫煙 施設において定めた場所であれば結構です。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理 介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・宗教活動 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット 施設内でペットを飼うことはできません。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力病院	所在地	診療科目	病床数	施設からの距離
おうら病院	邑楽郡邑楽町篠塚3233-1	内科・アレルギー科・呼吸器内科・リウマチ科・循環器内科・人工透析内科・消化器内科	80床	4.5km
蜂谷病院	邑楽郡大泉町朝日4-11-1	内科・外科・整形外科・脳外科	74床	3.8km
公立館林厚生病院	館林市成島町262-1	内科・循環器科・神経科	380床	12km
		整形外科・脳神経外科・外科		

9. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 総合訓練(夜間想定、水害対策訓練を含む)は4月と10月、部分訓練は必要に応じ実施します。
- ・防火管理者 生活相談員 亀谷 徳寿

10. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 穂積 茂 電話 0276-62-8841
生活相談員 亀谷 徳寿

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

大泉町役場高齢介護課 (0276-62-2121)

群馬県国民健康保険団体連合会 (027-290-1323)

③ サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の視点から評価の

【実施状況】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

11. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人社会福祉法人 同仁会
 代表者役職・氏名 理事長 穂積 照雄
 本社所在地・電話番号 群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500

第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
救護施設 太陽の家 設置経営 特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営 特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営 ケアハウス たかちほ 設置経営 太田市養護老人ホーム 受託経営	短期入所生活介護専用施設 2ヶ所 ショートステイ愛 ショーステイ八幡 通所介護(デイサービスセンター) 6ヶ所 ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンターぐるっぺ デイサービスセンター八幡
公益事業	認知症対応型通所介護
居宅介護支援 6ヶ所 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 西小泉居宅介護支援事業所愛(R5/2月より休止) 居宅介護支援事業所ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所 サービス付き高齢者住宅 1ヶ所 ぐるっぺ絆 太田市地域包括支援センター(受託) 1ヶ所 強戸・毛里田地域包括支援センター 訪問入浴介護 1ヶ所 みづほの里訪問入浴介護事業所 訪問看護 1ヶ所 みづほの里訪問看護ステーション 診療所 1ヶ所 八幡クリニック 認可外保育施設 1ヶ所 ささら子保育園	(デイサービスセンター)1カ所 デイサービスセンターnico 訪問介護(ホームヘルパーステーション) 2ヶ所 みづほの里 ホームヘルパーステーション 鶴生田園出張所(出張所3ヶ所) 大泉園出張所 西小泉出張所 ヘルパーステーションぐるっぺ 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 小規模多機能ホーム ゆう愛 障がい者相談支援 みづほの里障がい者相談支援事業所

12. その他

令和 7年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から確かに介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

事業者

所在地 群馬県邑楽郡大泉町大字古海2,001番地
名称 特別養護老人ホーム大泉園 印

説明者 所属 生活相談員

氏名 亀谷 徳寿 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から確かに介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

身元引受人 住所
(代理人)

氏名

介護老人福祉施設介護予防短期入所介護重要事項説明書

<令和 7 年 3 月 1 日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-62-8841 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 亀谷 徳寿

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 大泉園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 大泉園
所在地	群馬県邑楽郡大泉町大字古海2001番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (指定番号:群馬県1073100115)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		併設管理者兼務 1(1)	1名(1)
医師			2名(2)		2名(2)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)			1名(1)
栄養士	管理栄養士	1名()	1名()		2名()
機能訓練指導員	理学療法士	1名()	名()		1名()
介護支援専門員	介護支援専門員	1名()			1名()
調理員		4名(4)	2名()		6名(4)
事務職員		2名()		併設事業所事務兼務	2名()
その他			1名()	洗濯・清掃	1名()
介護・看護職員	看護師・准看護師	5名()			5名()
	社会福祉士				
	介護福祉士	19名(8)	名()		19名(8)
	実務者・初任者研修修了者	5名(1)			5名(1)
	社会福祉主事				
	その他	4名()			4名()

()内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	長期:75名 短期: 5名	静養室	1室 2床	
居室	4人部屋	12室 (1室35㎡)	医務室	1室
	2人部屋	7室 (1室26㎡)	食堂兼機能訓練室	2室
	個室	18室 (1室13㎡)	面接室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	リビング	3室	
		リハビリ室	1室	

サービスの内容

居 室	4人居室(多床室)・2人居室(多床室)・個室
食 事	基本として、食堂にておとりいただきます。 朝 食 7時40分から 昼 食 12時から 夕 食 18時から
入 浴	週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。 又、希望する方には個人浴槽で入浴もしていただけます。
介 護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 着替え、排泄、食事、歯磨き(口腔ケア)等の介助 おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等
機能訓練	食堂兼機能訓練室にて機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	介護予防短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行ないます。 また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
特別食の提供	当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。 詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
理美容サービス	当施設では毎週月曜日に理美容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。
レクレーション等	当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います 行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

3. その他のサービス

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

4. 利用料金

(1) 基本料金(施設利用料・単位)(介護保険給付の1割又は2割)

1日あたりの自己負担分		1日あたりの自己負担分	
連続して30日以内の利用の場合		連続して31日以降の利用の場合	
多床室・従来型個室		多床室・従来型個室	
要支援 1	479		474
要支援 2	596		589

(2) サービス利用料金(加算)

- ① 機能訓練体制加算 1日あたり 12単位
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日あたり 18単位
- ③ 若年性認知症利用者受入加算 1日あたり 120単位
- ③ 送迎費
 - 送迎を行った場合 片道 184単位
 - (事情により介護保険給付の適用を受けられない場合がありますので詳しくはお問い合わせください。)
- ④ 生産性向上推進体制加算 1回につき 10単位
- ⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月あたりの総利用(基本料金に加算を加えた単位数)の14.0%
- ⑥ 看取り連携体制加算 1日あたり 64単位
- ⑦ 口腔連携強化加算 1回につき 50単位
- ⑧ その他の加算 上記以外の加算が算定された場合には料金が加算されます。
1単位=10円となります。自己負担額はその総額の1割、2割又は3割で

減算対象(未実施の場合)

- 業務継続計画未実施減算 所定単位数の1.0%
- 高齢者虐待防止措置未実施加算 所定単位数の1.0%
- 身体拘束廃止未実施加算 所定単位数の1.0%

(3) その他の利用料金

- ① 食事提供費(1日2食以上食事をされた場合) 1日あたり 1,620円
(朝食390円 昼食640円 夕食590円)
- ② 滞在費
 - 従来型個室 1日あたり 1,231円
 - 多床室 1日あたり 915円
- ③ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。
- ④ 理美容費(パーマは別料金) 1回あたり 2,000~3,000円
- ⑤ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

(4) 特定入所者に係る基準費用及び負担限度額

① 基準費用額

	1日あたりの自己負担分	
	滞在費	食事提供費
従来型個室	1,231 円	1,445 円
多床室	915 円	

第1段階、第2段階、第3段階に該当しない利用者は、上記の金額となります。

② 負担限度額

		1日あたりの自己負担分	
		滞在費	食事提供費
第1段階	従来型個室	380 円	300 円
	多床室	0 円	
第2段階	従来型個室	480 円	390 円
	多床室	430 円	
第3段階 1	従来型個室	880 円	650 円
	多床室	430 円	
第3段階 2	従来型個室	880 円	1,360 円
	多床室	430 円	

○第1段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者。

○第2段階・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下で預貯金額合計が単身650万円以下
夫婦1,650万円以下の人

○第3段階 1・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、年金収入等80万円超
120万円以下で預貯金額合計が単身550万円以下、夫婦1,550万円
以下の人

○第3段階 2・・・本人および世帯全員が住民税非課税で、年金収入等120万円超で
預貯金額合計が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下の人

※ ②の負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

(5) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計が150万円以下の方（市町村が生計困難であると認めた方）については負担額の1/4を減額します。

ただし、第1段階については1/2とします。（減額は社会福祉法人が負担）

(6) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、原則としていただきませんなるべく早めにご連絡下さい。

(7) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合

- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(8) 支払方法

介護予防短期入所生活介護の利用については、月末の翌月に請求書をお渡しいたしますので請求月内にお支払ください。お支払方法は、窓口支払、銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要支援認定区分が、要介護または非該当と認定された場合(この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約することができます。)

③その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がある能力に応じた日常生活を営むことができるよう次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期すものいたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの提供をいたします。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に、温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 「同仁会ホームページ」については、一層の内容の充実にも努め、施設情報の開示を積極的に進めて開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「明るく、さわやかに、心をこめて」を介護理念として、利用者の方々が、健全で生き甲斐のある生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 面会時間は自由ですが、午後8時から午前8時の間にご遠慮願います。面会簿には必ず記帳して下さい。
- ・外出 原則として自由ですが、事前に申し出ていただきます。
- ・飲酒、喫煙 施設において定めた場所であれば結構です。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理 介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・宗教活動 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット 施設内でペットを飼うことはできません。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 総合訓練(夜間想定、水害対策訓練を含む)は4月と10月、部分訓練は必要に応じ実施します。
- ・防火管理者 生活相談員 亀谷 徳寿

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 穂積 茂 電話 0276-62-8841
生活相談員 亀谷 徳寿

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

大泉町役場高齢介護課 (0276-62-2121)

群馬県国民健康保険団体連合会 (027-290-1323)

③ サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無

【実施状況】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

11. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 同仁会
 代表者役職・氏名 理事長 穂積 照雄
 本社所在地・電話番号 群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500

第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
救護施設 太陽の家 設置経営 特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営 特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営 ケアハウス たかちほ 設置経営 太田市養護老人ホーム 受託経営	短期入所生活介護専用施設 2ヶ所 ショートステイ愛 ショーステイ八幡 通所介護(デイサービスセンター) 6ヶ所 ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンターぐるっぺ デイサービスセンター八幡 認知症対応型通所介護 (デイサービスセンター)1カ所 デイサービスセンターnico 訪問介護(ホームヘルパーステーション) 2ヶ所 みづほの里 ホームヘルパーステーション 鶴生田園出張所(出張所3ヶ所) 大泉園出張所 西小泉出張所 ヘルパーステーションぐるっぺ 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 小規模多機能ホーム ゆう愛 障がい者相談支援 みづほの里障がい者相談支援事業所
公益事業	
居宅介護支援 5ヶ所 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所 サービス付き高齢者住宅 1ヶ所 ぐるっぺ絆 太田市地域包括支援センター(受託) 1ヶ所 強戸・毛里田地域包括支援センター 訪問入浴介護 1ヶ所 みづほの里訪問入浴介護事業所 訪問看護 1ヶ所 みづほの里訪問看護ステーション 診療所 1カ所 八幡クリニック 認可外保育施設 1ヶ所 ささら子保育園	

12. その他

令和 7 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県具邑楽郡大泉町大字古海2, 001番地
名称 特別養護老人ホーム大泉園 印

説明者 所属 生活相談員

氏名 亀谷 徳寿 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明をうけ了承しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

身元引受人 (代理人) 住所

氏名

